

第四部 第十四類

第九十回
帝國議會
貴族院

所得稅法の一部を改正する等の法律案特別委員會議事速記録第一號

(七〇)

付託議案

○所得稅法の一部を改正する等の法律案
○臨時租稅措置法を改正する法律案
○地方稅法及び地方分與稅法の一部を改正する法律案

委員氏名

委員長 男爵 周布 兼道君
副委員長 男爵 綾小路 護君

男爵 池田 宣政君
男爵 西郷吉之助君
男爵 鍋島 直泰君
男爵 奧平 昌恭君
男爵 富小路 隆直君
男爵 藤井 兼直君
男爵 梅溪 通虎君
男爵 中田 憲君
男爵 松平外郎 廣君
男爵 岡 俊二君
男爵 水谷川 忠廣君
男爵 長 基連君
男爵 黑田 英雄君
男爵 松尾 國松君
男爵 小山 完吾君
男爵 佐々木嘉太郎君
男爵 塩田 國平君
男爵 長島 銀藏君
男爵 德田 昂平君
男爵 井川 忠雄君
男爵 七條 光明君
男爵 名取 和作君
男爵 田島 道治君

昭和二十一年八月十七日(土曜日)午前十時二十二分開會

○委員長(男爵周布兼道君) 開會ヲ致シマス、

シマス、チヨット簡單ニ御挨拶ヲ申上ゲマス、私ハ委員長ト致シマシテ只今御指名ヲ蒙リマシテ誠ニ不才デゴザイマスガ、其ノ職ヲ盡スコトニ相成リマシタ、何分宜シク御願ヒ致シマス、今日ハ先ヅ以テ内務、大藏兩大臣ヨリ本委員會ニ付託セラレマシタ法案ニ付テ御説明ヲ伺ヒタイと思ヒマス、其ノ後ハ只今申上ゲテ置イタ方ガ御都合ガ好イト思ヒマスガ、皆様モ種々御研究ノ時間ノ御都合モアラウト思ヒマス、資料モ相當アルヤウデゴザイマスルカラ、次回ハ來ル火曜日午前十時ヨリ開會致シタイと思ヒマス、其ノ御豫定ニ御願ヒ致シマス、ソレデハ是ヨリ大臣ノ御説明ヲ伺フコトニ致シマス

○國務大臣(右橋進山君) 本委員會ニ付託ナリマシタ「所得稅の一部を改正する等の法律案」並ニ「臨時租稅措置法の改正法律案」ニ付キマシテ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本會議ニ於テモ一應御説明申上ゲマシタヤウニ、終戦後ニ於ケル時局ヲ速カニ收拾シ、國民生活ノ安定ヲ確保シ、新日本ノ建設ヲ期スル爲、當面必要ト致シマス財政需要ハ相當巨額ニ上ツテ居ル次第デゴザイマス、之ニ對シマシテ租稅ニ付キマシテモ、國民經濟ノ實情及ビ國民生活ニ及ス影響等ヲ慎重ニ考慮致シマシタ上、適當ト認メラル、増稅等ヲ行ヒマシテ、國庫收入ノ増加ヲ圖ツテ財政ノ強化ニ資シタイト存ゾルデアリマス、同時ニ又經濟諸情勢等ノ推移ニ應ジマシテ國民負擔ノ公正ヲ期シ、併

セテ徵稅ノ簡素化ヲ圖ルコトヲ致シタイノデゴザイマス、今回ノ増稅等ハ現在ノ經濟ノ諸情勢ガ未ダ混純ト致シテ其ノ域ヲ脱シマセヌ、又財產稅ノ實施ガ近ク豫定セラレテ居ルマシラ際デモアリマスノデ、租稅制度ノ根本ニハサシテ改竄ヲ加ヘズニ主トシテ税率ノ引上ゲ等ニ依リマシテ國庫收入ノ増加ヲ圖ツタ次第デアリマス、即チ直接稅ニ於キマシテハ、分類所得稅ノ増徴ニ主眼ヲ置キマシテ、特ニ資産所得ニ對シテ重課致シマシタ、又間接稅ニ於キマシテハ酒類等嗜好品ニ對シ重課致シマシタ、ソレカラ其ノ他各稅ニ互リ最近ニ於ケル物價及ビ取引ノ狀況等ニ即應致シマシテ相當ノ増稅ヲ行ハムトスルノデアリマス、同時ニ目下ノ事情上課稅ヲ不適當ト致シマスニ至ツタ若干ノ租稅ノ廢止等ヲ行ヒマス、又租稅ノ賦課徵收ヲ簡素適正ナラシメル爲ノ各種規定ノ改正又ハ廢止、各種減免稅等ノ整理、其ノ他戰時稅制ヲ平時稅制ニ移行セシメル爲ノ所要ノ整備ヲ行ハムトスルノデアリマス、以下其ノ概要ヲ御説明申上ゲマス、先ヅ分類所得稅デゴザイマスガ、本稅ハ租稅收入ノ半バニ達スル最重要ナル租稅デアリマスノデ、今回ノ増稅ニ於キマシテモ國民ガ其ノ分ニ應ジテ國費ヲ分擔スルコト云フ趣意ニ依リマシテ、之ニ主眼ヲ置イテ居ルノデアリマス、即チ資産所得ニ對シテハ増徴ノ程度ヲ強クシ、不動産所得ニ付キマシテハ百分ノ二十三ノ稅率ヲ百分ノ三十二、配當利子所得ニ付キマシテハ預貯金ノ

利子等百分ノ二十三、株式配當等百分ノ二十二ノ稅率ヲ一律ニ是等百分ノ三十二ニ引上ゲマス、又甲種及ビ乙種ノ事業所得ニ付キマシテハ百分ノ二十一ノ稅率ヲ百分ノ二十五ニ引上ゲマス、勤勞所得及ビ丙種事業所得ニ對シマシテハ現下ニ於ケル此ノ種所得者ノ負擔ノ狀況ヲ特ニ考慮致シマシテ、引上ゲノ程度ヲ最も弱クシテ、現在ノ百分ノ十八ノ稅率ヲ百分ノ二十二ニ引上ゲルニ止メヨウカスルノデアリマス、尙配當利子所得ノ稅率ニ付キマシテハ、從來ハ國債利子ニ對シマシテハ百分ノ十六ト致シマシテ、元本五千圓以下ノ預貯金ノ利子ニ對シテハ百分ノ七トスル等ノ特例ガ認メテアリマシタガ、課稅ヲ簡素且適正ナラシメルコト云フ爲ニ、總テ是等百分ノ三十ノ稅率ニ統一シテ課稅スルコトニ改メタイノデアリマス、又山林所得、退職所得、清算取引所得ニ付キマシテモ適當ト認メラレル稅率ニ引上ゲテ行ヒマシタ、分類所得稅ノ總額ニ於テ二割五分程度ノ増徴ヲ圖ルコトヲ致シタノデアリマス、綜合所得稅ニ付キマシテハ分類所得稅ノ稅率ノ引上ゲニ照應致シナガラ稅率ヲ改訂致シマシテ、三千圓ヲ超エル所得ニ對シテ百分ノ八乃至五十萬圓ヲ超エル所得ニ對シテ百分ノ七十四ノ稅率ヲ、一萬圓ヲ超エル所得ニ對シテ百分ノ三十五乃至三十萬圓ヲ超エル所得ニ對シテ百分ノ六十七ノ稅率ト致シマシテ、分類所得ト相俟ツテ高額所得者ニ對シテ重課スルコトヲ致シタノデアリマス、之ニ伴ヒマシテ公社債、銀行預

貯金利子等ニ付テ源泉課稅ヲ選擇シタ場合ノ綜合所得稅ノ稅率ヲ現在ノ百分ノ三十カラ百分ノ四十五ニ引上ゲルノデアリマス、分類所得稅及ビ綜合所得稅等ニ於ケル基礎控除、扶養家族控除等ニ付キマシテハ、物價事情等ヲ考慮致シマシテ、既ニ去ル三月緊急勅令ノ實施ニ依リマシテ相當大幅ノ引上ゲヲ行ヒマシタノデ、今回ハ是等ノ改正ヲ行ハナイコトニ致シマシタ、以上ノ増稅ト併セマシテ、所得稅ニ付テ二、三ノ改正ヲ行ツタ次第デアリマス、即チ不動産ノ讓渡所得ニ對スル分類所得稅ノ創設デアリマス、是ハ今個人ノ不動産等ノ讓渡利得ニ對スル臨時利得稅ヲ廢止スルコトヲ致シマシタノデ、不動産、船舶等ノ讓渡益金ニ對シマシテハ、今後分類所得稅ヲ課稅スルコトヲ致シタノデアリマス、次ニ配當所得ノ計算期間ガ前年三月カラ其ノ年二月迄トナツテ居リマスノヲ、此ノ際歷年ニ改メ、又綜合所得稅課稅ニ當リマシテ、公社債及ビ銀行預金利子等ニ付テ三割ヲ控除シテ課稅スル從來ノ特例ヲ廢止シマシタ、其ノ他看做配當及ビ拂込金ニ充當シタ積立金ニ依リ配當ニ對スル綜合所得稅ノ課稅ニ付キマシテハ、其ノ收入金額ノ十分ノ四ヲ控除シテ課稅スルコトニ改メマシテ、課稅手續ノ簡素化及ビ租稅負擔ノ適正ヲ圖ラウトスルモノデアリマス、ソレカラ法人稅ニ付キマシテハ、課稅ノ總額後ニ於ケル事態ニ即應致シマシテ、之ヲ法人稅ニ統合スルコトヲ致シタノデアリマスガ、併シ法人

ノ各事業年度ノ所得ヲ普通所得ト超過
所得ノ二ツニ區分致シマシテ、普通所
得ニ對スル税率ニ付キマシテハ、產
業、經濟ニ與ヘル影響等ニ付テ考慮シ
マシテ結果、百分ノ三十三ヲ百分ノ三
十五ニ引上ゲタノデアリマス、又超過
所得ニ對スル税率ニ付キマシテハ、從
來ノ法人臨時利得稅ト同程度ノ稅收入
ヲ舉グル目途ノ下ニ之ヲ定メマシタ、
サウシテ終戦後ニ於ケル企業收益ノ狀
況等ヲ考慮致シ、原則トシテ資本金額
ノ八分ヲ超エル金額ニ對シ百分ノ三
十、同ジク一割五分ヲ超エルモノニ百
分ノ四十、同ジク二割五分ヲ超エル金額
ニ對シ百分ノ五十ト致シタノデアリマ
ス、以上ノ増稅ト併セマシテ、法人稅
ニ付テ二、三ノ改正ヲ行フコトト致シ
タノデアリマス、從來所得ノ計算ニ當
リマシテ、事業年度開始ノ日前三年以
內ニ生ジタ繰越損金額ハ、之ヲ總益金
カラ控除スルコトニナツテ居リマシタ
ガ、個人トノ課稅ノ權衡及ビ終戦後ニ
於ケル企業經理ノ實情ニ顧ミマシテ、
之ヲ一年以內ニ生ジタモノニ限ルコト
ニ改メルコトト致シマシタ、尙國債利
子ニ付テ七割ヲ控除シテ課稅致シテ居
リマシタ特例ヲ廢止シ、又資本金額ノ
計算上、繰越損金額ヲ控除シナイコ
トニ改メタノデアリマス、特別法人稅
ニ付キマシテハ、法人稅等ノ増徴ニ伴
ヒマシテ、百分ノ二十二ノ税率ヲ百分
ノ二十五ニ引上ゲルコトニ致シマシ
タ、尙本稅ハ今次ノ戰爭終了後一年以
內ニ廢止スルコトニナツテ居タノデ
アリマスガ、今回之ヲ改メマシテ、恒
久稅トシテ課稅スルコトト致シタノデ
アリマス、臨時利得稅モ今次戰爭終了
後一年以內ニ廢止スルコトニナツテ居
ルノデアリマスガ、今回之ヲ廢止スル

コトニ致シマシタ、尤モ法人ノ臨時所
得稅ハ之ヲ法人稅ニ統合致シ、個人ノ
不動產等ノ譲渡ニ對スル課稅ハ之ヲ所
得稅ニ綜合スルコトト致シタノ前通
ノ通りデアリマス、相続稅ニ付キマシ
テハ目下高率ノ累進税率ニ依ル財產稅
ノ課稅ヲ控エテ居リマスノデ、今回ノ
増稅ニ當リマシテハ本稅ノ一般ノ増
徴ヲ行フコトヲ適當トシナイト考ヘマ
シタノデ、課稅價格百萬圓ヲ超エル高
額財產ノ相續者ニ對シマシテハ尙増徴
ノ餘地アリト認メラレマスノデ、或程
度ノ引上ゲ、例ヘバ家督相續ノ千分
ノ四百四十乃至千分ノ五百八十ノ最高
稅率ヲ、千分ノ五百五十乃至千分ノ六
百五十ニ致シマシタ、遺產相續ノ千分
ノ六百乃至千分ノ六百七十ノ最高稅
率ヲ千分ノ七百乃至千分ノ八百ニ引上
ゲヨウトスルノデアリマス、又相續稅
ノ課稅最低限及ビ扶養家族控除額ハ現
在ノ物價事情ニ適合致サナイト認メラ
レマスノデ、課稅最低限ヲ、家督相續
ニ付テハ五千圓ヲ二萬圓ニ遺產相續ニ
付テハ千圓ヲ三千圓ニ引上ゲマシタ、
又扶養家族控除額千五百圓ヲ三千圓
ニ引上ゲル等ノ改正ヲ行ヒマシテ、以
テ小額財產ノ相續者ニ對スル負擔ノ緩和
ヲ圖ルコトト致シタノデアリマス、地
方團體ノ財源デアリマスル地租、家屋
稅及ビ營業稅ニ付キマシテモ、地方財
政ノ狀況等ヲ考慮致シマシテ、又地租
及ビ家屋稅ニ付キマシテハ不動產ノ負
擔ノ現狀ニ鑑ミ、稅率ヲ、地租百分ノ
三ヲ百分ノ四ニ、家屋稅百分ノ二・五
ヲ百分ノ三・五ニ、營業稅百分ノ二・五
ヲ百分ノ二・五ニ、ソレノ引上ゲルコ
トト致シタノデアリマスガ、家屋稅ニ
付キマシテハ納期ノ關係上年年度カラ
新稅率ニ依リ課稅スルコトト致シマシ

テ、本年度ハ地方稅附加稅ノ増徴ニ依
リ調整ヲ圖ルコトト致シタノデアリマ
ス、釀酒稅ニ付キマシテハ最近ニ於ケ
ル物價ノ狀況等ニ顧ミマシテ試勘釀區
等ノ三十錢ト云フ稅率ヲ一圓ニ、探掘
釀區ノ六十錢ノ稅率ヲ二圓ニ引上ゲル
コトト致シマシタ、有價證券轉移稅ニ
付キマシテハ取引所ノ再開ヲ見計ヒマ
シテ、昨年八月以來停止シテ居リマシ
タ課稅ヲ復活致シマシテ、今後ニ於ケ
ル有價證券ノ取得ニ付テ適切ナ負擔ヲ
課スル爲、有價證券仲買人ノ買受人ト
スルモノニ付テハ萬分ノ五、取引所ノ
實物取引ニ依ルモノ萬分ノ十、其ノ他
最近ニ於ケル物價及ビ取引ノ實情ニ
顧ミマシテ、其ノ負擔力ニ應ズル
課稅ヲ行フ等ノ爲、此例稅率ニ付
テハ不動產ノ買賣等ニ依ル所有權ノ
取得ニ對スルモノ、現在千分ノ四十
ヲ千分ノ五十ニ、會社ノ設立又ハ増資
等ニ對スルモノ、千分ノ六デアツタ
モノヲ千分ノ七ニ引上ゲ、其ノ外
ニ付キマシテモ之ニ準ジテ引上ヲ行
ヒ、又定額稅率ニ付キマシテハ二十割
乃至三十割程度ヲ引上ゲル等ノ増徴ヲ
行フコトト致シタノデアリマス、酒稅
ニ付キマシテハ、酒類ノ嗜好品タルノ
性質及ビ最近ニ於ケル物價ノ狀況等
ニ顧ミマシテ、此ノ際際當重課スルコト
ハ已ミ得ナイモノト認メラレマスノ
デ、先ヅ清酒ニ付キマシテハ其ノ稅率
ガ現在一石ニ付テ一級酒ハ千二百四十
五圓、二級酒ハ五百八十五圓デアリマ
スガ、之ヲ一級酒二千七百五十圓、
二級酒千九百四十圓ニ引上ゲムトスル
デアリマス、其ノ結果清酒ノ小賣價格
ハ一級酒ハ一升ニ付テ四十圓程度、二

級酒ハ三十圓程度トナル見込デアリマ
ス、合成清酒ニ付キマシテハ清酒ニ準
ジマシテ相當程度ノ増徴ヲ行フコトト
致シマシタ、ビールニ付キマシテハ
一石ニ付テ現在四百五十圓ノ稅率ヲ千
二百四十圓ニ引上ゲマス、其ノ結果普通
燗一本ノ小賣價格ガ現在三圓デアルノ
ガ六圓程度ニナル見込デアリマス、其
ノ外燒酎、雜酒等ニ付キマシテモ品質
等ニ應ジテ稅負擔ニ差等ヲ設ケナガラ
適當ト認メラレル稅率ノ引上ヲ行ヒマ
シテ、總稅額ニ於テ十九割程度ノ增收
ヲ圖ルコトト致シタノデアリマス、尙
酒類ノ無免許製造ニ對スル罰金額ノ現
在最高一萬圓デアリマスノヲ三萬圓ニ
引上ゲ、密造者ニ對スル處罰ヲ強化ス
ルコトト致シタ次第デアリマス、酒類
所得業團體法ニ付キマシテハ、酒類業
團體ヲシテ新事態ニ對應シ、適切ナル
活動ヲ行ハシメル爲、團體ノ性格ヲ、共
同ノ利益ノ促進及ビ自主的稅制ヲ目的
トスル同業者團體ニ改メマシテ、且官
廳ノ監督事項ヲ整理スル等ノ改正ヲ行
フコトト致シマシタ、清酒飲料稅デア
リマスガ、是ハ其ノ消費ノ性質及ビ酒
類ニ對スル増徴等トノ權衡ヲ考慮致シ
マシテ、相當大幅ノ増徴ヲ行フコトト
致シマシタ、例ヘバ第二種サイダー
ノ稅率ガ一石ニ付テ現在百六十圓デア
リマスノヲ五百五十圓ニ引上ゲ、其ノ
他ノ清酒飲料稅ニ付キマシテモ、適當
ト認メラレル稅率ノ引上ゲヲ行ハムト
スルモノデアリマス、ソレカラ砂糖消
費稅ニ付キマシテハ、物價事情等ニ顧
ミマシテ、相當大幅ノ稅率引上ゲヲ行
フコトト致シマシタ、例ヘバ分蜜白糖
ノ稅率百斤ニ付キマシテ、十七圓五十
錢ヲ三百六十圓ニ引上ゲルコトトシ、
其ノ結果小賣價格ガ一斤ニ付キマシテ

一圓四十五錢ガ四圓八十錢餘トナル見
込デアリマス、其ノ他ノ砂糖ニ付キマ
シテモ適當ト認ムル稅率ノ引上ゲヲ行
ツテ居ルノデアリマス、尙業務用等ノ
砂糖ニ對シマシテ課稅スル砂糖特別消
費稅ハ、之ヲ廢止スルコトト致シマシ
タ、ソレカラ雜物ニ對スル課稅ニ付キ
マシテハ、徵稅事務ノ簡素化及ビ稅收
ノ確保等ヲ圖ル爲、雜物消費稅ニ雜物
及ビ織物製品ニ對スル物品稅ヲ統合致
シマシテ、稅率百分ノ四十ト致シタノ
デアリマス、又綿織物等ニハ從來課稅
シナイコトニナツテ居タノデアリマス
ガ、今回之ニ課稅スルコトト致シ、綿
又ハ「ステイプルファイバー」ノミヲ原
料トスル織物ニ付テハ、其ノ稅率ヲ百
分ノ十ト致シタノデアリマス、物品稅
ニ付キマシテハ、今回ハ徵稅ノ手續ヲ
簡素化シ、課稅ノ適正ヲ期スル爲、現
在ノ第一種ノ物品ハ、小賣課稅ヲ致シ
テ居ルノデアリマスケドモ、今回之
ヲ改メマシテ、原則トシテ製造課稅ト
致シマシタ、併シ製造課稅ニ改メルコ
トガ困難ナ愛玩用動物、花、或ハ花輪
等ニ對シマスル課程ハ之ヲ廢止スルコ
トト致シタノデアリマス、又終戦後ノ
事態ニ即應スル課稅ヲ行フ爲ニ、甲類
物品ニ對スル現行稅率ハ百分ノ百二十
デアリマスガ、是ハ餘リニ高キニ失ス
ルモノト認メラレマスノデ、百分ノ
百ニ引下ゲマシタ、又一定額ヲ超エル
高價品ニ對シマスル特別稅率ノ課稅ヲ
廢止シマシタ、尙書畫及ビ骨董ニ對シ
マシテハ、實情ニ應ジ適切ナ課稅ヲ行
フト云フコトニ致シマシテ、小賣業者
ノ販賣價格ニ依リ、百分ノ二十ノ稅率
ヲ適用スルコトト致シマシタ、又從量
課稅ノ飴類、「サツカリ」及ビ蜂蜜ニ
對シマシテハ、最近ニ於ケル物價ノ狀

況等ニ顧ミマシテ、砂糖ニ準ズル程度ノ税率引上ゲヲ行ヒマシテ、又「ヅルチン」ト云フモノニ對シマシテモ新タニ「サツカリ」ト同程度ノ課稅ヲ行フコトヲ致シタノデアリマス、遊興飲食稅ニ付キマシテハ、昨年八月以來定額課稅ノ制度及ビ之ニ伴フ納稅切符ノ制度ヲ停止シテ居リマシタガ、現在ニ於テモ之ヲ實施スルコトヲ適當ト致シマセヌノデ、今回之ヲ廢止スルコトヲ致シマシタ、ソレカラ入場稅ニ付キマシテハ、戰時中舞踏場ノ經營ガ停止サレテ居タ爲ニ、課稅ノ規定ガ削除サレテ居タノデアリマスガ、終戰後各地ニ舞踏場ノ開設ヲ見ルニ至リマシタノデ、此ノ際第二種ノ場所トシテ課稅スルコトヲ致シマシタ、ソレカラ印紙稅ハ昨年八月來課稅ヲ停止シテタノデアリマスガ、今回課稅ヲ復活致シマシテ、大體十割乃至二十割程度ノ税率引上ゲヲ行フコトヲ致シマシタ其ノ他骨牌稅及ビ特權免稅稅ニ付キマシテモ、適當ト認ムル税率ノ引上ゲヲ行ツテ居ルノデアリマス、尙本増稅等ノ實施ト關聯致シマシタ、昨年八月施行サレタ關稅戰時緊急措置法ニ基テ稅制ノ適正化ニ關スル勅令ハ、之ヲ廢止スルコトヲ致シマシタ、此ノ勅令ニ依リマシテ、馬券稅ハ課稅ヲ停止シテ居タノデアリマスガ、今後ニ於ケル競馬場開設ノ機運ニ顧ミマシテ、之ヲ復活スルコトヲ致シマシタ、同勅令ニ依リ同時ニ課稅ヲ停止シテ居タ配當利子特別稅、外貨價特別稅、建築稅、電氣瓦斯稅及ビ廣告稅デアリマスガ、是等ニ付キマシテハ、現在ニ於テモ尙課稅ヲ適當トシナイト認メラマスノデ、此ノ際等ノ課稅ハ廢止スルコトヲ致シマシタ、特別行爲稅ニ付キマシテハ、現在ニ於テ課稅

ヲ不適當トスル事情ガ甚ダ多ク認メラマスノデ此ノ特別行爲稅ハ此ノ際廢止スルコトヲ致シマシタ、此ノ外終戰後ニ於ケル事態ニ即應サセル爲ニ必要ナ法令ノ廢止又ハ改正ヲ行フコトヲ致シタノデアリマスガ、今其ノ二三ニ付テ申上ゲマス、先ヅ從軍人等ニ對スル租稅減免等ノ法律、戰時災害國稅減免法、所得稅法人稅內外地關稅法、日滿二重課稅防止法律、日滿國稅徵收事務共助法、輸出品稅ニ對スル內國稅免除等停止ノ法律、是等ヲ廢止致シマス、又戰時納稅貯蓄制度ハ、終戰後ノ今日ニ於キマシテハ其ノ必要ヲ認メナクナリマシタノデ、之ヲ廢止スル爲、納稅施設法ヲ改正スルコトヲ致シマシタ、又關稅等ニ付キマシテハ、終戰ニ伴ヒ、關稅法戰時特別ハ之ヲ廢止スル必要ガアリマスガ、同特別中ニハ、關稅行政ヲ簡素化シ、船舶ノ運輸ヲ圓滑ニシ、又港灣荷役力ノ增強ヲ圖ツテ居ルモノガアリマスノデ、今後モ之ヲ存續スル等ノ爲、關稅法等ノ一部ヲ改正シヨウトスルノデアリマス、其ノ他徵稅上ノ手續省略ヲ圖ル爲、國庫出納金端計算法ヲ改正致シマシテ、國稅ノ收入金ニ付テハ、原則トシテ十錢未滿ノ端數ハ之ヲ切捨テ爾コトニ致シタノデアリマス、又臨時租稅措置法ノ改正デアリマスガ、此ノ法律ハ、今次ノ戰爭終了後一年以內ニ廢止スルコトヲ致シ、戰爭遂行ニ資スル爲ノ租稅ノ減免ニ關スル措置等ヲ定メテ居ルモノデゴザイマスガ、今回之ヲ租稅特別措置法ニ改メマシテ、生産ノ增強、國民生活ノ安定其ノ他現下緊要トスル諸政策ヲ遂行ニ資スル爲、必要ナ租稅ノ減免又ハ課稅標準ノ計算若シハ徵收ニ關スル特別ヲ整備致シマシテ、當分ノ

間之ヲ存置スルコトヲ致シタノデアリマス、從來ノ租稅ノ減免等ノ中、戰爭遂行上ノ必要ニ基テ定メラレマシタモノデ、現在之ヲ必要トシナクナルニ至リマシタモノニ付キマシテハ、總テ之ヲ廢止スルコトヲ致シタノデアリマス、以上今回ノ稅制改正ニ關スル二法律案ノ概要ニ付テ申上ゲタ次第デアリマスガ、是等ノ増稅等各種措置ニ依リマシテ、平年度ニ於テ、分額所得稅十七億三千二百餘萬圓、綜合所得稅七千八百餘萬圓、法人稅六億四千二百餘萬圓、特別法人稅三百餘萬圓、營業稅五千三百餘萬圓、地租二千二百餘萬圓、家屋稅二千二百餘萬圓、礦區稅二千六百餘萬圓、有價證券移轉稅五百餘萬圓、登錄稅四千九百餘萬圓、酒稅二十億三千餘萬圓、清涼飲料稅百萬餘圓、砂糖消費稅七千三百餘萬圓、織物消費稅四億四千八百餘萬圓、入場稅九千餘萬圓、骨牌稅五百餘萬圓、印紙稅三千餘萬圓、特權免稅稅五百餘萬圓ノ增收トナルモノデアリマス、併シ之ニ對シマシテ相續稅ガ三百餘萬圓、物品稅三億四千四百餘萬圓、配當利子特別稅百餘萬圓、臨時利得稅八億二千八百餘萬圓、建築稅二百餘萬圓、特別行爲稅六千八百餘萬圓、電氣瓦斯稅九百餘萬圓、廣告稅千餘萬圓ノ減收トナリマシテ、差引キ地方團體ノ財源デアール還付稅收入ノ增收ヲ含メマシテ、平年度ニ於テ三十九億七千七百餘萬圓、初年度タル昭和二十一年度ニ於テ二十四億五千五百餘萬圓ノ增收トナル見込デアリマス、終リニ「所得稅法」の一部を改正する等の法律案」ニ付キマシテハ衆議院ニ於テ遊興飲食稅ノ免稅點ヲ引上ゲル修正ノ議決ガゴザイマシタ、之ニ伴フ減收額ハ、平年度ニ於テ一億三千三百餘萬圓、初年

度タル昭和二十一年度ニ於テ六千五百餘萬圓ニナル見込デアリマスガ、此ノ修正案ニ付キマシテハ、政府ハ之ヲ尊重スル所存デゴザイマス、以上「所得稅の一部を改正する等の法律案」外一件ニ付キマシテ概略ヲ申上ゲタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御贊成セラレムコトヲ御願ヒ致ス次第デアリマス

○國務大臣(大村清一君) ソレデハ引續キマシテ本委員會ニ付託ニ相成リマシタ「地方稅法及ビ地方分與稅法」の一部を改正する法律案」ニ付キマシテ其ノ概要ヲ御說明致シマス、地方稅制ハ御承知ノ通り昭和十五年ニ大改正ガ行ハレタノデアリマスガ、其ノ時以來我が國ハバズツト戰爭ノ狀態ニアツタノデアリマシテ、戰爭遂行ノ爲ニ地方團體ニ要求セラレマシタ所ノ各種ノ施策ハ誠ニ廣汎多岐デアリマシテ、地方ノ財政需要ハ年々増加ノ一途ヲ辿ツテ來タノデアリマスガ、其ノ間ヨク地方稅負擔ハ均衡ヲ保持スルコトガ出來マシタト同時ニ、又地方團體ハ概ネ其ノ財源不足ヲスルヤウナコトガナクテ推移スルコトガ出來タノデアリマス、然ルニ戰爭ガ最後ノ段階ニ入りマシテ、空襲ハ頗ル激烈トナリ、都市ノ大半ハ壞滅サレテイデ敗戰トナリマシテ、社會經濟ノ情勢ハ甚ダ一變致シマシタ爲ニ、地方ノ財政上ノ事情モ亦急激ニ變化致シマシテ、歲入不足ヲ生ズル地方團體ガ多數生ジテ參リマシタ、是等ノ團體ニ於キマシテハ昨年度ニ於キマシテ總額五億五千餘萬圓ノ赤字公債ヲ起スコトニ依リマシテ、辛ウジテ其ノ收支ノ均衡ヲ保ツコトガ出來ルト云フヤウナ狀況ニ立至ツタノデアリマス、以上大體ノ推移ヲ申上ゲタノデアリマス

ルガ、之ヲ要約致シマシテ、最近ニ於ケル地方財政ノ現況ヲ摘出シテ見マスト、一ツハ戰災並ニ終戰ニ因ル產業界ノ激變ニ因リ、地方團體ハ多額ノ稅源其ノ他ノ收入源ヲ失フニ至ツタノデアリマス、之ニ加フルニ物價ノ騰貴ニ因ル職員給與ノ改善、戰災復舊ノ復興、食糧増産其ノ他民生安定ノ諸施策等ニ要スル經費ガ嵩ンデ參リマシテ、地方團體ノ財政需要ノ新規増加額ハ著シク巨額ニ上ラムト致シテ居ルノデアリマス、更ニ戰災其ノ他新ナル財政不均衡ノ原因ガ加ツテ參リマシテ、地方團體相互ノ間ニ於ケル稅源ノ分布ノ狀況ハ極メテ不均整ニ相成リマシテ、之ヲ調整スル必要ガアルノデアリマス、此ノ點ヲ狙ツテ現行ノ配付稅制度ガ打テ立テラレテ居リマス、現在ノ制度ハ調整機能ヲ以テ致シマシテハ、到底今日ノ狀態ニ對處シ得ナイト云フヤウナ狀況ニ相成ツテ居ルノデアリマス、且ハ亦新日本建設ノ爲民主主義政治ノ進展ヲ期シマスルニハ、特ニ地方行政ノ民主化、地方自治ノ發達ヲ期サナケレバナラヌコトハ申ス迄モナイノデアリマス、是ガ爲ニハ衆ニ帝國議會ニ提案致シマシテ、目下衆議院デ審議中デアリマス、所ノ地方制度ノ改正ト相併行致シマシテ、地方自治團體ノ基礎トナルベキ財政ノ強化ト、其ノ自主化ヲ圖ラナケレバナラヌ狀況ニアルノデアリマス、此ノヤウナ地方財政ノ現況ニ對處致シマスルガ爲ニ、今回第一ニ地方財源ヲ擴充スルコト、第二ニ地方財政ノ自主性ヲ強化スルコト、第三ニ地方分與稅法ノ適正ヲ圖ルコト、此ノ三箇ノ目標ト致シマシテ、地方稅法及ビ地方分與稅法ノ改正ヲ中心トスル地方稅制財政制度ノ改正ヲ企圖致シタ

三千五百萬圓、此ノ金額ヲ右ノ四税ノ
收入額カラ地分與稅分與金特別會計
へ繰入レマス爲ニ所得稅及ビ法人稅並
ニ入場稅及ビ遊興飲食稅ニ對スル繰入
割合ヲ改訂スル必要ガ生ジタノデアリ
マス、之ニ伴ヒマシテ地方團體ニ分與
スベキ配付稅ノ額ニモ異動ヲ生ジマス
ノデ、其ノ割合ニ付テモ改正ヲ必要ト
スルノデアリマス、其ノ二ハ配付稅ヲ
道府縣ノ分ト市町村ノ分トノ二ツノ割
振リヲシマス點ニ付テノ變更デアリマ
ス、從來道府縣及ビ市町村ノ割振リニ
依ル本來ノ配付稅ノ額ト、ソレハニ
新タニ増加ヲ要スベキ財源ノ中配付稅
ヲ以テ充足スル額トノ合計額ニ付キマ
シテハ、道府縣分ト市町村分トノ割合
ヲ孰シテ見マス、道府縣ハ百分ノ六
十五・一四二、市町村ハ百分ノ三十四・
八五七トナルノデアリマスガ、此ノ端
數ヲ整理致シマシテ、今回道府縣百分
ノ六十五、市町村百分ノ三十五ト致サ
ムトスルノデアリマス、改正ノ第二ハ
道府縣配付稅ニ關スル事項デアリマ
ス、其ノ中デ先ツ第一ニ道府縣配付稅
ノ中ニ三種配付稅ヲ設ケムトスル點
デアリマス、戰災地道府縣ニ於キマシ
テ多大ノ財源ヲ喪失致シテ居ルニ拘ラ
ズ、却テ其ノ財政上ノ需要ハ激増ヲ致
シテ居ルノデアリマス、而モ其ノ狀況
ハ必ズシモ戰災地道府縣ノ間ヲ一律ニ
スルコトハ困難デアリマス、尙又經濟
ノ安定ヲ缺キマス、今日、財源並ニ財政
需要ノ變動ガ甚ダシイ爲ニ、過去ノ實
績ヲ基礎ト致シマシテ所ノ固定シタ法
定基準ノミデ以テ、道府縣ニ對スル分
與額ヲ算定致シマシタノデハ、其ノ財
政運営ヲ著シク困難ナラシメルノト
認メラマスノデ、是等ノ點ニ鑑ミマ
シテ、道府縣配付稅ノ中ニ、新タニ道

府縣ノ特別ノ事情ヲ斟酌致シマシテ分
與致シマス所ノ三種配付稅ヲ設ケル
コトニ致シマシテ、其ノ總額ハ同じ性
質ヲ持ツテ居リマス現行ノ都市配付稅
及ビ町村配付稅ノ中ノ三種配付稅額ニ
準ジマシテ、道府縣配付稅總額ノ百分
ノ五ト云フコトニ致シタノデアリマ
ス、即チ新タニ道府縣ニ配付致シマス
ル配付稅額ノ百分ノ五ヲ取り置キマシ
テ、是ハ道府縣ノ狀況ニ依リマシテ見
立割式ニ配當ヲ致サウト云フノデアリ
マス、第二ハ財政需要ヲ標準トスル第
二種配付稅額分與基準ノ改正デアリマ
ス、第二種配付稅額ハ實際ノ人口ニ六十
萬ヲ加算シ、更ニ國民學校兒童數ニ依
ル割増ヲ行ツタ其ノ人口數ニ按分致シ
テ居ツタノデアリマスガ、都市方面ニ
特ニ甚ダシイ財政需要増加致シテ居リ
マス點ニ鑑ミマシテ、今回大都市部ニ
於キマシテ、實人口ノ三倍ヲ取り、都
市部ニ於キマシテハ實人口ノ二倍、町
村部ニ於テハ實人口ノ一倍、其ノ合算
額ニ百五十萬ヲ加ヘタモノノ數ニ按分
スルコトニ改メムトスルノデアリマ
ス、現行割増定數ノ六十萬ハ道府縣平
均人口ノ四割ニ相當シテ居ルノデアリ
マスガ、改正割増定數百五十萬ハ配付
稅分與基準トシテ人口算定方法ノ改正
ニ伴ヒマシテ、増加シタ改訂道府縣人
口ノ平均ノ六割ニ相當スルノデアリマ
シテ、人口算定方法ノ改正ニ伴ヒ、當
然割増スベキモノヲ更ニ五割タケ増額
スルコトト致シタコトニ相成ルノデア
リマス、是ハ今回新タニ府縣民稅ガ設
ケラレマスノデ、各團體ニ對シ單純ニ
其ノ人口ニ比例シテ相當ノ財源ガ賦
與サレルト云フ結果ニナルノデアリマ
スルガ、元來、人口一人當リノ經費
ハ、人口ノ少イ團體程割高ニ相成ル關

係ニアリマスノデ、人口少數ノ團體ニ
ハ割高ニ財源ヲ賦與スル途ヲ考ヘル必
要ガアルカラデアアルノデアリマス、尙
國民學校兒童數ニ依ル人口割増ノ制度
ハ、最近ノ著シイ兒童ノ移動ノ狀況ニ
鑑ミマス時ハ、一時的ナ兒童數ノ増減
ハ正シイ財政需要ノ標準トハナリ得マ
セヌノデ、此ノ制度ヲ廢止スルコトニ
致シタノデアリマス、以上ハ道府縣配
付稅ニ關スル改正ノ點デアリマスガ、
次に最後ニ、市町村配付稅ニ關スル事
項ヲ申述ベマス、其ノ一ハ、市町村配
付稅中ニ大都市、都市、町村ヲ通ジ
テ、特別ノ事情ヲ斟酌シテ分與スル特
別配付稅ヲ新設セムトスルコトデアリ
マス、現行法ニ於キマシテハ、市町村
配付稅ヲ先ツ大都市、都市、町村ノ三
ツノ「ブロック」ニ分割致シマシテ、大
都市ニハ大都市配付稅タケテ、都市ニ
ハ都市配付稅タケテ、町村ニハ町村配
付稅タケテ分與スルコトト致シテ居ル
ノデアリマスガ、此ノ分割ニ付キマシ
テハ、大都市、都市、町村間ニ道府縣
配付稅三種配付稅額設定ノ理由ニ付テ
申述ベマシタト同様ノ事情ガアリマス
ノデ、固定シタ法定ノ分與基準ノミヲ
以テシテハ、三「ブロック」分割ノ適正
ヲ期シ難イノデアリマス、從ツテ大都
市、都市、町村ノ三「ブロック」各々
ヲ通ジマシテ、特別ノ事情ヲ斟酌シテ
與スル特別配付稅ヲ設ケムトスルノデ
アリマス、其ノ結果、市町村配付稅ハ
大都市配付稅、都市配付稅、町村配付
稅ノ外ニ、特別配付稅ガ新設セラル、コ
トニナリマシテ、從來ノ三種ガ新タニ
四種トナル譯デアリマス、其ノ二ハ、
市町村配付稅總額ノ大都市、都市、町
村、三「ブロック」ヘノ分割方法ヲ改正
セムトスル點デアリマス、市町村配付

稅總額ヲ財政需要ヲ標準トシテ大都市
配付稅、都市配付稅及ビ町村配付稅ノ
三「ブロック」ニ分割致シマス場合ハ、
現行法ハ大都市、都市、町村ノ總割増
人口ニ按分スルコトニ致シテ居ルノデ
アリマスルガ、大都市、都市方面ハ、
戰災ニ依リマシテ多大ノ財源ヲ喪失シ
テ居ルニ拘リテ、其ノ財政需要ハ却テ
著シク増加ヲ示シテ居ル現況ニ鑑ミマ
シテ、大都市ニ於テハ總人口ノ三倍、
都市ニ於テハ總人口ノ二倍、町村ニ於
テハ總人口ノ一倍ニ按分スルコトニ改
正セムトスルノデアリマス、其ノ三
ハ、大都市配付稅、都市配付稅、及ビ
町村配付稅ノ各第二種配付稅額、分與基
準ノ改正デアリマス、今回ノ地方稅法
ノ改正ニ依リマシテ、市町村民稅ノ賦
課總額ノ制限ハ大幅ニ引上ゲラレマス
結果、市町村ニ對シ單純ニ其ノ人口數
ニ比例シテ、相當ノ財源ガ賦與セラレ
ル結果ト相成ルノデアリマス、併シテ
ガ道府縣ノ場合ニ於テ申述ベマシタ
ト同様ニ、人口一人當リノ經費ハ、人口
ノ少イ團體程割高ニ付クノデアリマス
ノデ、財源モ元來人口ノ少イ團體ニハ
割高ニ與ヘラルベキデアリマス、此ノ
缺陷ヲ補フガ爲ニ、財政需要ヲ標準ト
スル第二種配付稅額ノ分與基準ニ加算
致シマシテ、人口少數團體ニ財源ヲ割
高ニ與ヘル作用ヲ致サセル爲ニ、割増
定數ヲ五割ツ増額スルコトト致シタ
ノデアリマス、即チ大都市ハ六十萬、
都市ハ三萬、町村ハ二千ノ割増定數
ヲ、ソレハ大都市九十萬、都市四萬
五千、町村三千ニ改メ、之ヲ人口ニ加
算シタモノニ第二種配付稅額ヲ按分スル
コトニ改メタノデアリマス、尙國民學
校兒童數ニ依ル人口割増ノ制度ハ府縣
ノ場合ニ申上ゲマシタト同様ノ理由ニ

基キマシテ、之ヲ撤廢スルコトト致シ
タノデアリマス、次に改正ノ第四ト致
シマシテ、配付稅ノ臨時特例ニ關スル
事項ヲ申述ベマス、其ノ一ツハ、當分
ノ間、道府縣配付稅ノ中ニ、戰災ニ依
ル減收額ヲ補填スル爲ニ、第四種配付
稅ヲ設ケムトスルコトデアリマス、戰
災ヲ受ケマシタ團體ハ多大ノ財源ヲ喪
失シテ居リマスルガ、却テ其ノ財政需
要ハ著シク増加致シテ居リマスノデ、
戰災ヲ受ケタ團體ノ財政ヲ援助スル爲
ニ、戰災ニ依ツテ減收ヲ生ジマシタ額
ノ概半額程度ヲ補填スルコトヲ目途ト
致シマシテ、道府縣配付稅總額ノ百分
ノ十以內ニ於キマシテ、命令ニ依リ定メ
ル額ヲ以テマシテ、之ヲ第四種配付稅
ト致シ、戰災ニ因ル減收額ニ按分シテ
分與セムトスルノデアリマス、此ノ第
四種配付稅額ノ總額ハ、戰災ノ恢復ニ伴
ヒマシテ、漸次減額スルコトガ適當ト
認メラレマスノデ、先ニ申述ベマシタ
ヤウニ、毎年命令ヲ以テ其ノ額ヲ定メ
テ調節スルコトニ致シテ居ルノデア
リマス、又其ノ二ハ當分ノ間、市町村
配付稅ノ中ニ戰災ニ因ル減收額ヲ補填
スル爲ニ、道府縣配付稅ニ付テ説明致
シマシタト同様ノ趣旨ニ依リマシテ、
市町村配付稅總額ノ百分ノ二十以內ニ於
テ、命令デ定メタル額ヲ以テ臨時特別配
付稅ヲ設ケムトスルコトデアリマス、
其ノ理由ハ、道府縣配付稅第四種配付
稅ニ付テ申述ベマシタ所ト同様デアリ
マス、尙衆議院ニ於キマシテ修正ニナ
リマシタ點ハ、國稅ノ遊興飲食稅法ノ
修正ニ依リ、配付稅ノ減收額ヲ、入場
稅及ビ遊興飲食稅ニ對スル配付稅ノ繰
入割合及ビ分與割合ノ變更ニ依ツテ補
填セムトスルモノデアリマス、以上地
方稅法及ビ地方分與稅法ノ一部ヲ改正

ノ一部ヲ改正スル法律案ノ概要ニ付テ
御説明ヲ申上ゲマシタ次第デアリマ
ス、何卒御審議ノ程ヲ御願ヒ申上ゲ
マス

○委員長(男爵周布兼道君) 兩大臣ノ
御説明ガ終リマシタ、今日ハ是ニテ散
會致シマス

○德田島平君 委員長、只今大波、内
務兩大臣ノ説明ヲ御覽致シマシタガ、
衆議院ニ於キマシテ一部ノ修正ヲシタ
コトモ拜聴致シマシタガ、衆議院ノ委
員會及ビ本會議ノ審議ノ内容ヲ承ッ
テ、コチラノ審議ノ參考ニ致シタイト
思フノデアリマスガ、マダ速記録ガ參
ッテ居リマセヌガ、此ノ次デモ宜シウ
ゴザイマス、衆議院ノ委員會及ビ本會
議ニ於キマスル審議ノ概要デモ承レバ
大變宜シイト思ヒマスガ、政府委員ノ
方カラ之ヲ御説明願ヒタイト思ヒマス
ガ如何デゴザイマスカ

○委員長(男爵周布兼道君) 只今德田
サンノ御發言デゴザイマシタガ、是ハ
御質問ニ當リマスノデ、今日ハ時間ノ
都合モゴザイマスシ、是デ散會ヲ致シ
マス、尙他日其ノコトニ取計ヒタイト
思ヒマス

○黒田英雄君 衆議院ノ委員會ノ要求
デ參考表等ガ配付サレテ居リマスカ
ラ、ソレヲ頂戴シタイ、ナケレバ宜イ
ノデスガ……

○委員長(男爵周布兼道君) 其ノヤウニ
申上ゲルコトニ致シマス、デハ是ニテ
散會致シマス

午前十一時三十二分散會
出席者左ノ如シ

委員長 男爵周布 兼道君
副委員長 子爵綾小路 藤君
委員 侯爵池田 宜政君

侯爵西郷吉之助君	伯耆奧平 昌恭君	子爵梅溪 通虎君	中田 肇君	男爵岡 偉二君	男爵長 基連君	黒田 英雄君	松尾 國松君	小山 完吾君	塩田 團平君	長島 銀藏君	徳田 昂平君	井川 忠雄君	子爵七條 光明君	名取 和作君	田島 道治君
國務大臣	內務大臣 大村 清一君	大藏大臣 石橋 湛山君	政府委員	內務事務官 郡 祐一君	同 萩田 保君	大藏事務官 池田 勇人君	同 前尾繁三郎君								